

令和 年 月 日 殿	整理番号	
住 所	フリガナ	
	氏 名	
	個人番号	
電話番号	生年月日	明・大・昭 平・令 . .

「個人番号」欄には、あなたの個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。)を記載してください。

あなたが支出した地方税法第37条の2(第314条の7)第2項に規定する特例控除対象寄附金(以下「特例控除対象寄附金」という。)について、同法附則第7条第1項(第8項)の規定による寄附金税額控除に係る申告の特例(以下「申告の特例」という。)の適用を受けようとするときは、下の欄に必要な事項を記載してください。

- (注1) 上記に記載した内容に変更があった場合、申告特例対象年の翌年の1月10日までに、申告特例申請事項変更届出書を提出してください。
- (注2) 申告の特例の適用を受けるために申請を行った者が、地方税法附則第7条第6項(第13項)各号のいずれかに該当する場合には、申告特例対象年に支出した全ての寄附金(同項第4号に該当する場合には、同号に係るものに限る。)について申告の特例の適用は受けられなくなります。その場合に寄附金税額控除の適用を受けるためには、当該寄附金税額控除に関する事項を記載した確定申告書又は市町村民税・道府県民税の申告書を提出してください。

1. 当団体に対する寄附に関する事項

寄附年月日	寄附金額
令和 年 月 日	円

2. 申告の特例の適用に関する事項

申告の特例の適用を受けるための申請は、①及び②に該当する場合のみすることができます。①及び②に該当する場合、それぞれ下の欄の□にチェックをしてください。

① 地方税法附則第7条第1項(第8項)に規定する申告特例対象寄附者である	□
--------------------------------------	---

- (注) 地方税法附則第7条第1項(第8項)に規定する申告特例対象寄附者とは、(1)及び(2)に該当すると見込まれる者をいいます。
- (1) 特例控除対象寄附金を支出する年の年分の所得税について所得税法第120条第1項の規定による申告書を提出する義務がない者又は同法第121条(第1項ただし書を除く。)の規定の適用を受ける者
- (2) 特例控除対象寄附金を支出する年の翌年の4月1日の属する年度分の市町村民税・道府県民税について、当該寄附金に係る寄附金税額控除の控除を受ける目的以外に、市町村民税・道府県民税の申告書の提出(当該申告書の提出がされたものとみなされる確定申告書の提出を含む。)を要しない者

② 地方税法附則第7条第2項(第9項)に規定する要件に該当する者である	□
-------------------------------------	---

(注) 地方税法附則第7条第2項(第9項)に規定する要件に該当する者とは、この申請を含め申告特例対象年の1月1日から12月31日の間に申告の特例の適用を受けるための申請を行う都道府県の知事又は市町村若しくは特別区の長の数が5以下であると見込まれる者をいいます。

(切り取らないでください。)

住 所		受付日付印
氏 名	殿	

受付団体名	
-------	--

寄附申出書に記載の寄附申出日を記載してください。

令和 元

分 市町村民税 道府県民税 寄附金税額控除に係る申告特例申請書

第五十五号の五様式 (附則第二条の四関係)

令和 元 年 〇 月 〇 日 兵庫県知事 殿		整理番号	
住 所	〒650-8567	フリガナ	ヒョウゴ タロウ
	兵庫県神戸市中央区下山手通	氏 名	兵 庫 太 郎
	5丁目10番1号	個人番号	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
電話番号	078-341-7711	生年月日	明・大・昭 60年 4月 17日 平・令

「個人番号」欄には、あなたの個人番号(マイナンバー)を記載してください。 ※以下の①、②のいずれかの添付書類を提出してください。

太枠内の項目(住所、氏名(フリガナ)、性別、電話番号、生年月日)を全て記入。
個人番号も必ず記入のうえ、番号確認、身元確認のための添付書類も提出してください。

(注意)

記載内容について年内に変更が生じた場合は、申告特例申請事項変更届出書の提出が必要です。

(注1) この申請書は、申告特例対象市町村民税の翌年1月1日までに提出してください。また、上記に記載した内容に変更があった場合も、同日までに申告特例申請事項変更届出書を提出してください。

(注2) 申告の特例の適用を受けるために申請を行った者が、地方税法附則第7条第6項(第13項)各号のいずれかに該当する場合には、あつては、同号に係るものに附随して、寄附金税額控除の適用を受ける市町村民税・道府県民税の申告書に、寄附金を払い込まれた日及び寄附金額を記載してください。(ご不明な場合は、担当窓口へお問い合わせください。)

1. 当団体に対する寄附に関する事項

寄附年月日	寄附金額
令和 4 年 4 月 1 日	50,000 円

2. 申告の特例の適用に関する事項

申告の特例の適用を受けるための申請は、①及び②に該当する場合のみ行うことができます。

①及び②に該当する場合、それぞれ下の欄の□にチェックをしてください。

①地方税法附則第7条第1項(第8項)に規定する申告特例対象寄附者である

(注) 地方税法附則第7条第1項(第8項)に規定する申告特例対象寄附者とは、(1)当該寄附に係る寄附金の支払が、当該寄附を受ける者の申告書の提出(当該申告書の提出がされたものとみなされる確定申告書の提出を含む。)を要しない者

(1) 地方団体に対する寄附金を支出する年の年の翌年1月1日現在の当該寄附を受ける者の住民税に
(2) 地方団体に対する寄附金を支出する年の翌年1月1日現在の当該寄附を受ける者の住民税に
確定申告の提出が不要で、住民税申告も
不要な場合は、チェックしてください

②地方税法附則第7条第2項(第9項)に規定する要件に該当する者である

(注) 地方税法附則第7条第2項(第9項)に規定する要件に該当する者は、(1)当該寄附に係る寄附金の支払が、当該寄附を受ける者の申告書の提出(当該申告書の提出がされたものとみなされる確定申告書の提出を含む。)を要しない者
対象年の1月1日現在の当該寄附を受ける者の住民税に
ワンストップ特例申請で寄附をする市町村数が年間で5市町
以下であると見込まれる場合は、チェックをしてください

令和 元 年寄附分市町村民税道府県民税寄附金税額控除に係る申告特例申請書受付書

住 所		受付日付印
氏 名	殿	

受付団体名	兵庫県
-------	-----

ワンストップ特例制度をご利用される方へ

ワンストップ特例申請書の記入と添付資料について

平成 28 年 1 月 1 日より当自治体のふるさと納税にお申込みいただいた方の中で、ワンストップ特例制度を利用される方については、申請書に個人番号（マイナンバー）の記入と本人確認資料の添付が必要になります。

本人確認資料には、以下のいずれかが必要になりますので、ご準備をお願いします。個人番号（マイナンバー）の記入ミスや、本人確認資料が添付されていない場合はワンストップ特例制度をご利用いただけない場合がございますので、ご注意ください。

本人確認資料の例

- 1 個人番号カードの両面コピー
- 2 通知カードの両面コピー

もしくは 個人番号が記載された住民票の写し +

運転免許証、運転経歴証明書、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書のいずれかのコピー

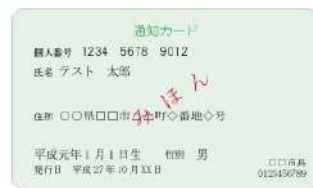
本人確認資料のイメージ



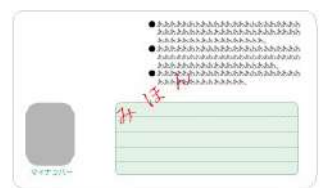
(表面) 個人番号カード



(裏面)



(表面)



通知カード

(裏面)



運転免許証



旅券



住民票

ワンストップ特例申請書へのマイナンバー記載例

令和 年 寄附分		市町村住民税		寄附金税額控除に係る申告特例申請書	
令和 年 月 日	殿	整理番号		フリガナ	
住 所		氏名		個人番号	
		生年月日	明大昭 昭和		
電話番号					

こちらに個人番号（マイナンバー）を誤りなく、ご記入下さい。

「個人番号」欄には、あなたの個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）を記載してください。

ワンストップ特例申請の添付書類はこちらに貼り付けて提出してください。

①マイナンバー（個人番号）カードを持っている場合

⇒マイナンバー（個人番号）カードの両面コピーを添付してください。

① のりしろ

マイナンバー個人カード（表面）のコピー



① のりしろ

マイナンバー個人カード（裏面）のコピー



②マイナンバー（個人番号）カードを持っていない場合

⇒マイナンバー（個人番号）通知カードの両面コピー + 身分証明書を添付してください。

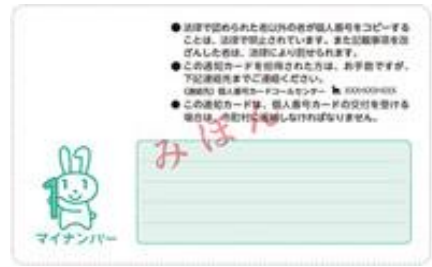
② のりしろ

マイナンバー通知カード（表面）のコピー



② のりしろ

マイナンバー通知カード（裏面）のコピー



② のりしろ

マイナンバー通知カードの添付書類（氏名・住所・顔写真等が確認できるもののコピー）

- 運転免許証のコピー
 - パスポートのコピー
 - 身体障害者手帳のコピー
- など

＜ワンストップ特例を申請する皆様へ＞

【ご注意ください】

確定申告をする方や6団体以上にワンストップ特例を申請する方などは、特例が適用されません。

ワンストップ特例を申請しても適用されない場合

- ・ 医療費控除の申告などのため、確定申告をした、又は住民税の申告をした
- ・ 6団体以上にワンストップ特例を申請した
- ・ 寄附した翌年の1月1日の住所地が申請書に記載された市町村でなくなったにもかかわらず、変更の届出がされていない

※ ワンストップ特例を申請した後で、市外へ転居するなど申請書の記載事項に変更がある場合には、寄附した翌年の1月10日までに兵庫県に届け出れば特例が適用されます。

ワンストップ特例が適用されなくなった方が、ふるさと納税に係る寄附金控除を受けるためには・・・

確定申告において、ふるさと納税に係る寄附金を申告する必要があります。

詳しくは、下記連絡先までお問い合わせください。

(参考) ふるさと納税ワンストップ特例制度の概要

